

市役所からの お知らせ

国民健康保険

保険料について

■保険料の決定

平成30年度の国民健康保険料の決定に伴い、国民健康保険料納入通知書を6月中旬に送付します。

▼普通徴収

納付書または口座振替にて、6月から翌年3月までの10期割りで国民健康保険料を納めていただきます。

▼特別徴収（年金天引き）

次のすべての条件に該当する場合、保険料は世帯主の対象年金から特別

徴収（天引き）されます。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者
- ②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上
- ③世帯主の特別徴収対象年金額が18万円以上で、特別徴収額と介護保険料の合計額が対象年金額の2分の1を超えない場合

※特別徴収の対象となる方は、6月の納入通知書に記載しています。年金からの特別徴収は、申し出により、口座振替に変更することができます。

■減免申請

災害や失業・休業などにより保険料の支払いが困難なとき、減免要件に該当する方は保険料が減額されますので、申請してください。なお、申請は毎年必要です。

■未納が続くと...

災害やその他の特別な理由もなく、平成29年度4月分以降、各月の保険料を納期限から1年経過しても納付されない場合、被保険者証を返還していただき、「資格証明書」を交付することになります。この証明書で診察を受けることはできませんが、その際の医療費は、一旦全額自己負担

となり、後日、国民健康保険から一部負担金等を差し引いた金額の払い戻しを受けることになります。

さらに納付が遅れ、納期限から1年6か月を過ぎると、国民健康保険の保険給付（療養費等）が差し止めになります。納付できない特別の事情がある場合は早急にご相談ください。また、資格証明書が交付されても、滞納保険料と今後の保険料の納付義務はなくなりません。保険料は納期限内に必ず納付してください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

国民年金

国民年金保険料の免除・猶予を受けた期間は追納できます

免除・猶予を受けた期間の国民年金保険料は、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

追納額は、免除・猶予を受けた当時の保険料に、経過した期間に応じた一定の額を加算した金額になります（2年を経過していない期間については加算されません）。

追納は、免除された期間の古い順に納めることになっています。ただし、学生納付特例制度により猶予を受けた期間がある場合は、その期間を優先して納めます。

平成30年度 国民年金保険料追納額

年 度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
H20年度の月分	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
H21年度の月分	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
H22年度の月分	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
H23年度の月分	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
H24年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
H25年度の月分	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
H26年度の月分	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
H27年度の月分	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円

※加算額を含む。

追納を希望される方は、市民課 ☎ (275) 6241または堺西年金事務所 ☎ (243) 7900へお申し出ください。

年金事務所での相談・手続きには予約申込が便利です

年金事務所では、相談・手続きにお越しになる皆さままで大変混雑する場合があります。事前に予約をいただくと、職員が相談内容に応じて準備を整えることで、よりスムーズで丁寧な対応が可能となります。

■予約申込

予約可能日時 1か月先～翌日まで

※月～金曜日の午前8時30分～午後

4時（月曜日は午後6時まで）、

第2土曜日の午前9時30分～午後

3時

申込・問合先 年金手帳または年金

証書を準備し、ねんきんダイヤル ☎

0570（05）4890へ

各種

小学校入学予定児の就学相談

来年度、市立小学校への入学にあたり、配慮を必要とする幼児の就学相談を随時（土・日曜日、祝日を除く）行います。

対象 平成31年度小学校入学予定児
申込・問合先 学校教育課

☎（275）6434

教科書展示会の開催

平成31年度に使用する小・中学校教科書の見本をどなたでもご覧いただくことができます。平成31年度から新たに特別の教科となる道徳の中学校教科書の見本も併せて展示します。なお、中学校道徳の教科書採択は8月頃を予定しています。

日時 6月11日～7月19日の午前10

時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

場所・問合先 教育研究センター

☎（262）7005

事業者の皆さん 廃棄物の処理にご協力を

事業者は、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。特に、感染症廃棄物（医療系廃棄物）は、廃棄物処理法により特別管理廃棄物と

定められていますので、専門業者へ処分を委託するなどの自己処理をお願いします。

問合先 生活環境課

☎（275）6266

スマホで税金等の支払いが可能になりました

バーコード付きの納付書であれば、ヤフー公式アプリから対象の税金等を支払うことができます。

対象 固定資産税・都市計画税、市

府民税、国民健康保険料 ほか

問合先 情報政策室

☎（275）6074

ヤフー公式アプリ
ダウンロードサイトはこちら
<https://money.wallet.yahoo.co.jp/r/d/5ya>



今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第1期分

7月2日までにお近くの
金融機関またはコンビニエンス
ストアで納めてください。

高石市議会 3 役決まる

5月24日から開催された平成30年第2回高石市議会臨時会において、議長に古賀秀敏氏、副議長に永山誠氏、監査委員に宮口典子氏が選出されました。

議長

古賀 秀敏
（第一市民クラブ）

平成3年に初当選し、現在7期目。この間、議長や副議長などを歴任されています。

副議長

永山 誠
（高志会）

平成23年に初当選し、現在2期目。この間、監査委員や予算委員会委員長などを歴任されています。

監査委員

宮口 典子
（公明党）

平成23年に初当選し、現在2期目。この間、副議長や議会運営委員会副委員長などを歴任されています。

三井化学株式会社大阪工場からのお知らせ

製造装置定期点検に伴うフレアスタック処理により、次の期間に炎や音が大きくなる場合があります。

安全には十分に配慮のうえ、作業を実施します。皆さまのご理解をお願いします。

期間 6月4日～19日、7月15日～8月1日

問合せ先 三井化学株式会社
☎(268) 3502

水防演習の実施

市職員による水防団・高石市消防団・高石消防署が、より強固に連携し水害などからの被害を回避・軽減することを目的に合同で水防演習を実施します。皆さんも、自由にご観覧ください。(小雨決行。ただし、気象警報が発令された場合は中止)

日時 7月5日(木) 午前9時30分

場所 鴨公園

問合せ先 危機管理課
☎(275) 6247

市長の所得等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための高石市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された、市長の所得等報告書及び関連会社等報告書を7月2日から総務課で閲覧できます。

問合せ先 総務課
☎(275) 6197

消費生活山出前講座の講師派遣

消費生活相談員が訪問し、消費者トラブルなどをテーマに解説します。

日時 平日の午前10時～午後4時のうち30分～1時間程度

対象 市内の団体(自治会、老人クラブ、学校など)

申込方法 希望日の2週間前までに消費生活センター☎(267)5501へ

ご寄付ありがとうございました

4月26日、大杉貞子氏より100万円の寄付をいただきました。

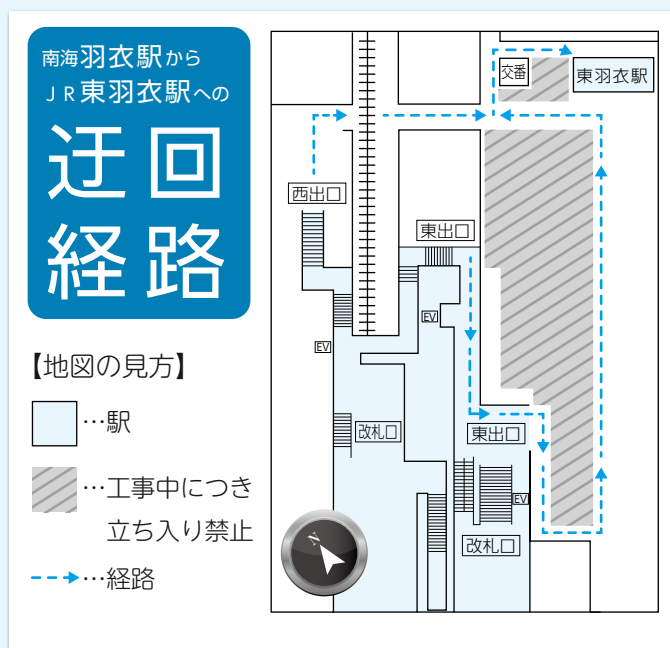
JR 東羽衣駅ペデストリアンデッキ整備工事のため、迂回路の通行にご協力をお願いします。



「羽衣駅前地区第一種市街地再開発事業」の関連工事である「JR 東羽衣駅ペデストリアンデッキ整備工事」の進捗に伴い、7月～12月末の間(予定)、JR 東羽衣駅へは迂回路による通行となります。駅利用者及び近隣の皆さんには、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

「JR 東羽衣駅ペデストリアンデッキ整備工事」の進捗に伴い、7月～12月末の間(予定)、JR 東羽衣駅へは迂回路による通行となります。駅利用者及び近隣の皆さんには、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ先 駅周辺整備課 ☎(275)6410



まっぼっくり

大阪におけるハンセン病の歴史

国は6月22日を、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」とし、追悼と名誉回復の取り組みを実施しています。今月号では、かつて大阪にあった「外島保養院」というハンセン病療養所の歴史とハンセン病問題について見ていくことにします。

ハンセン病とは、らい菌という細菌によっておこされる慢性感染症の一種です。らい菌の病原性は弱く、仮に感染してもほとんど発症しません。まれに発症した場合でも、病気の進行は遅く主に末梢神経と皮膚がおかされるといった症状が現れることがあります。現在では医学が進歩し、有効な治療薬があり、早期に適切な治療をすれば、後遺症を残さずに治る病気となっています。ハンセン病は、感染症の一つですが隔離する必要のなかった病気なのです。

外島保養院は、現在の大阪市西淀川区中島2丁目付近で神崎川が大阪湾に注ぐ河口の、当時は海拔0メートル地帯で、療養する環境としては厳しい立地条件に、明治40年の「癩予防二関スル件」の制定により、定員

300人の隔離収容施設として明治42年4月に開設されました。その後大正9年に公立療養所の増床と国立療養所の新設という国の方針が出され、外島保養院も1000床への増床計画のもと、大阪府旧泉北郡（現堺市泉北ニュータウン付近）への移転が計画されましたが、郡を挙げた移転先住民の激しい反対運動により移転を断念、元の地での施設拡張となりました。昭和9年には室戸台風が襲来、大阪湾には5メートルを超える高潮が押し寄せ、完成間近の施設を含め外島保養院全体が水没し建物の半数以上が流失、残った建物も全半壊や浸水の影響で大破する壊滅的な状況で、入所者173人を含む196人が犠牲となり、生存者424人のうち416人は復興まで6療養所に分散委託されることになりました。その後この外島保養院は、昭和13年に「光明園」と改称し、現岡山県瀬戸内市に復興され、現在の国立療養所邑久光明園に至っています。昭和28年にはらい予防法が制定、平成8年に同法が廃止されるまで、法律による強制的な隔離政策が進められ、

社会の偏見や差別意識を助長し、患者や家族に大きな苦難と苦痛を強いてきたのです。平成9年には、外島保養院の歴史を伝えるため、跡地付近に国立療養所邑久光明園入園（所）者自治会により、らい予防法廃止の記念事業として外島保養院記念碑が建立されました。平成26年には外島保養院の惨事から80年を迎えたのを機に、大阪にもハンセン病療養所があったこと、私たちの地域からハンセン病にかかった人々たちを排除・差別した歴史があったことを風化させないため「外島保養院の歴史をのこす会」が有志により立ち上げられました。

日本のハンセン病対策の誤りは私たちに大きな教訓を残しました。二度とこのような過ちを繰り返さないよう、一人ひとりが正しく理解し、考えていく必要があるのではないのでしょうか。

※病名について、医学用語・法律用語・歴史的用語として使用されている「らい」「癩」はそのまま使用し、その他は「ハンセン病」としました。

人権推進課

☎(275) 6279

osakaしごとフィールド シニア就業促進センター

55 歳以上のための「ミニ仕事説明会」

大手通販会社・飲料メーカー・製薬会社等の各種案内・注文受付・お問い合わせ対応などを電話で行うコールセンターのお仕事を紹介します。勤務時間 3 時間から相談が可能です。お気軽に、ご参加ください！

日時 7月11日（水） 14:00~15:00

場所 りんくうエルガビル（2 階）[南海空港線・JR関西空港線「りんくうタウン駅」下車徒歩 2 分]

問合先 シニア就業促進センター ☎06(6910)0848 へ電話申込

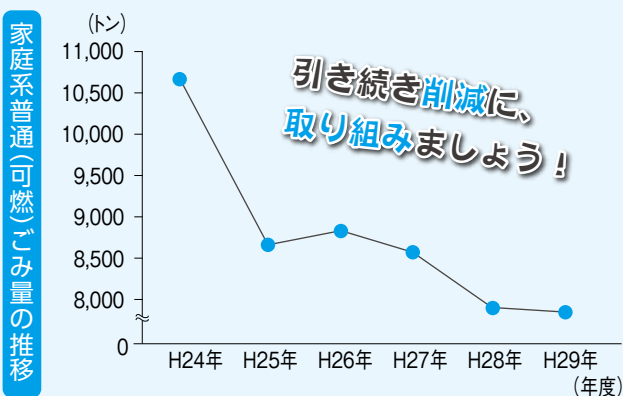
履歴書
不要

引き続きご協力をお願いします！

ごみの減量・再資源化

問合先 生活環境課 ☎(275)6266

皆様のご協力により、平成29年度の「普通（可燃）ごみ」の収集量は、約7862トン（前年度比約-3トン）となりました。また、平成29年度の「プラスチック製容器包装」の収集量は、約267トン（前年度比+1トン）収集することができました。引き続き、ごみの減量・再資源化にご理解・ご協力をお願いします。



余った無料普通ごみ処理券と日用品との交換期間を延長！

期間 7月31日（火）まで

場所 生活環境課

交換品 無料普通ごみ処理券 8～14 枚…トイレト
ペーパー 1 ロール、15 枚（1 シート）…トイレ
レットペーパー 2 ロール、30 枚（2 シート）
…30 リットルのごみ袋 10 枚

※お持ち帰り用の袋を持参してください。

■紙ごみの集団回収にご協力を！

普通（可燃）ごみの約4割は紙類が占めています。紙類を自治会や子ども会等の集団回収へ積極的に出すことが、ごみの減量・再資源化につながります。

※集団回収を定期的実施する自治会等の各種団体に対して、奨励金を交付する制度があります。

■水切りをして、生ごみを減量！

生ごみの 80%は水分です。三角コーナー等で水を切るだけで約10%の減量が実現できます。濡れたごみを燃やすには、余分なエネルギーと費用が必要となり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素も通常以上に排出されます。なお、生ごみ処理機の購入に対する補助制度も実施しています。

■「プラスチック製容器包装」の分類について

【プラスチック製容器包装として分別するごみ】

カップ麺・弁当などの容器、食品トレイ、卵パック、シャンプー・洗剤のボトル、レジ袋、ペットボトルのふた・ラベル、緩衝材 など



【プラスチック製容器包装ではないごみ】

ハンガー、文房具、洗面器、おもちゃ、クリーニングの袋、カミソリ、注射針、ライター など
上記を参考に正確な分別をお願いします。

※医療用の針が付いたものなど危険な異物は絶対に入れないでください。

熱中症シェルターの開設

夏の熱中症対策として、市民の一時避難場所“熱中症シェルター”を次の 15 か所で開設します。冷房や飲料水などを備えている熱中症シェルターを暑さからの一時的な避難にご利用ください。

期間 6月10日～9月30日（気候によって期間を早めての開始や延長あり）

問合先 危機管理課 ☎(275)6247

※開館時間は、各施設で異なるので事前にお問い合わせください。

市内の熱中症シェルター	千代田公民館 ☎(264)0886
市役所（別館） ☎(275)6247	清高公民館 ☎(263)5885
とろしプラザ ☎(260)0550	中央公民館 ☎(265)6422
デージードーム ☎(263)3317	慶翠苑 ☎(265)3188
ふれあいゾーン ☎(261)3831	瑞松苑 ☎(261)0021
総合保健センター ☎(267)1160	菊寿苑 ☎(271)0112
羽衣公民館 ☎(265)3227	図書館 ☎(263)3100
東羽衣公民館 ☎(262)8545	アプラホール ☎(267)0018

平成29年度 消費生活相談概要

消費者力アップ をめざそう！

平成29年度の消費生活相談件数は570件で、内訳は苦情が473件、問い合わせが97件です。

契約当事者の年代別では、前年と比べて10代、20代で件数の増加が見られました。SNSの広告をきっかけに商品を購入したり、SNSを通じて知り合った人からマルチの勧誘を受けたり等、スマホが生活の一部となっている若者特有の相談が目立ちました。

一方、65歳以上の相談は減少に転じました。昨年6月から迷惑電話防止装置の無料モニターを募集し、迷惑電話による消費者被害、詐欺被害対策として取り組んだ効果とかわれます。

消費生活センターでは、契約トラブル以外にもさまざまな相談を受け付けています。困った時は、ご相談ください。

平成29年度商品別相談件数

順位	商品・サービス	H29 (H28)	内容等特徴
1	デジタルコンテンツ	70 (106)	有料サイトの架空請求、不当請求など
2	新聞	24 (41)	訪問販売での景品つき長期契約など
3	工事・建築・加工	21 (15)	屋根工事や外壁塗装の訪問販売など
4	多重債務	19 (18)	過払い金返還、債務整理方法、ヤミ金など
5	賃貸住宅関連	16 (24)	退去時の原状回復費用、敷金関連など
5	不審な電話	16 (9)	年金詐欺や不審な着信番号の問合せなど
7	インターネット通信	15 (33)	プロバイダーや光回線契約のトラブルなど
7	保険	15 (16)	生命保険や損害保険のトラブルなど
7	公共放送	15 (2)	高額な請求が来た、強引な勧誘を受けたなど
10	健康食品	14 (20)	お試しのつもりが定期購入だったなど

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

ハガキ見本

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせて頂きます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月■日

民事訴訟管理センター

〒102-8638

東京都千代田区九段南1-

消費者相談窓口 03-

受付時間 9:00~20:00

出展：国民生活センター

行政機関を装い、左の「〇〇訴訟通知書」のようなハガキが自宅に届いた、という相談が急増しました。文面に「訴訟」「差し押さえ」などの法律用語を使って不安をあおり、訴訟取り下げ期日をハガキの到着日付近に設定し、記載された番号に電話をかけるよう誘導します。連絡をすると電話番号を相手に知られてしまい、お金を要求される場合が

ハガキが届いても
あててないで！

あります。裏面には内容が他人にわからないよう保護シールが貼られるケースが多くなっており、本物だと思いつまめる手口になっています。住所と名前は簡単に手に入るため、犯人は一斉に大量のハガキを送っていると考えられます。これは架空請求であり、ハガキが届いても決して連絡してはいけません。

”
さまざまな

「通販」トラブル

昨年に引き続き、ネット通販でお試しと思って申し込んだのに定期購入になっていったという相談が多く寄せられました。また、ネットで買いたったものの、商品が届かない、連絡が取れないなど詐欺サイトの相談も後を絶ちません。その他、テレビショッピングも含め「通販」に関する相談が目立ちます。なかでも急増しているのが「フリマアプリ」に関する相談です。フリマアプリは手軽に利用できる一方、取引相手はプロの事業者でないことから、トラブルが発生した場合も当事者間(個人間)で解決することが原則です。「自己責任」というリスクを認識して利用する必要があります。トラブル時にサービス運営事業者が介入してくれるケースもありますが、必ずしも望んだ解決になるとは限りません。利用の際は、規約をよく読んでルールとマナーを守りましょう。

※通販にはクーリング・オフ制度がありません。自己都合による返品については事業者が設けた特約に従うことになるので、事前に確認するようにしましょう。

”
無料点検の

勧誘に注意!

住宅などの無料点検の勧誘を受け、不要な工事の契約をしてしまったという相談が増えました。

近所に工事に来ていると挨拶に来た業者に、屋根の樋のごみを取ってもらったついでに無料点検を依頼した際のケースが典型的な事例として挙げられます。業者に「このままでは雨漏りがある。屋根の塗り替え工事が必要だ」と言われ契約したが、本当に必要なかどうか迷っているといった相談です。また、「無料耐震診断」「火災保険を利用した補修工事」など、地震や台風などの自然災害をきっかけや口実とした勧誘も見られました。

住宅の修理工事をする際は、事業者の説明をよく聞いたうえで、複数の事業者から見積もりをとり、周囲にも相談しましょう。

また、訪問販売や電話で勧誘を受けて工事の契約をした場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリングオフができます。

急増 保険金の利用を口実に 自宅の修理を勧誘



訪問してきた業者に雨どいが壊れていることを指摘され、「火災保険の保険金で屋根の修繕ができる。自己負担は一切ない」と勧誘された。点検の結果、50万円の見積書を渡され、保険会社に保険金を請求し、下りた金額で工事をするという契約をした。保険会社からは**8万円ほど**下りることになったが、よく考えると**50万円の見積もり**なのに8万円で工事ができるのは**おかしい**。解約したい。(70歳代 男性)



「保険金を請求すれば自己負担なしで自宅が修理できる」などと勧誘する手口の相談が急増しています。請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。安易に契約してはいけません。契約してもクーリング・オフ等ができる場合があります。早めに消費生活センターにご相談ください。

※国民生活センター「見守り新鮮情報 第195号」から抜粋・イラスト黒崎玄